

平成19年度 第2回山梨県職業能力開発審議会

< 次 第 >

日時：平成19年11月12日（月）午後1時30分～
場所：談露館 1F 「アンバー」

1 開 会

2 新委員紹介

3 商工労働部長あいさつ

4 会長あいさつ

5 議 事

(1) 公共職業訓練の充実について

(2) 県立職業能力開発校の授業料等の徴収について

(3) その他

6 閉 会

山梨県職業能力開発審議会委員名簿 (任期：平成18年10月19日～平成20年10月18日)
(敬称略)

H19.11.12

区 分	氏 名	所属団体・役職名	備考
学識経験者	アベ マミ子	山梨県立大学教授	副会長
	久保田 公雄	山梨県立農林高等学校校長	
	コイケ 浄	オーワ工芸	
	オサダ トシアキ	山梨障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー	
	ナガサワ トシヒサ	山梨県職業能力開発協会会長	
	ハギワラ シンサク	山梨大学大学院医学工学総合研究部教授	会長
事業主代表	オガワ タカオ	東京電力(株)山梨支店総務部長	
	トバシ テツコ	株式会社土橋製作所代表取締役社長	
	コイケ 基次	山梨県経営者協会事務局長	
	フジエ マサエ	(株)シチズン電子主事	
労働者代表	アオキ カズヒト	ヤマト運輸労働組合山梨支部執行委員長	
	カワカミ 章	JAM山梨書記長	
	ナカザワ ミシル	ルネサステクノロジ労働組合 甲府支部執行委員	
	ワタナベ リョウイチ	電機連合山梨地方協議会事務局長	
行政機関	コマツ ケイコ	山梨労働局職業安定部長	

15名

公共職業訓練の充実について

<オーダーメイド型訓練の実施>

1 オーダーメイド型訓練とは

通常の短期課程の職業訓練は、訓練校側でカリキュラムを設定、受講生を募集するのに対し、オーダーメイド型訓練では、産業団体等の要望を聞き、カリキュラム、実施期間、実施場所を協議して決定する訓練である。既存の訓練に比べ、よりニーズにあったきめ細かいサポートが可能になる。

2 平成19年度の実施状況

訓練名	シーケンサ・プログラムの基礎	日程	平成19年4月16日～27日のうち8日間 午後6～9時
定員	10人 (11人受講)	受講料	6000円
提案団体	釜無金属工業団地共同組合		

3 平成20年度計画

(1) ニーズ調査

昨年度と同様に工業関係団体などに希望を募り、実現の可能性のあるもの、効果の高いものを選定する。平成19年中を目途に決定する。

平成19年度訓練希望調査結果
(中小企業団体中央会が構成団体を対象に平成18年度に調査した結果)

業界名	訓練テーマ	参加見込人数
建設関係	電子納品	10～15人
機械関係	精密機械CAD及びシーケンシャル入力	20人前後
と金(金めつき)	と金全般から特定のテーマを選択	数人
測量設計	資格取得のための各種訓練	20人前後

(2) 実施場所

平成19年度は、産業技術短期大学の指導員により、施設内訓練として実施したが、講師を外部に委託することで、他の職業訓練校での実施も可能となる。

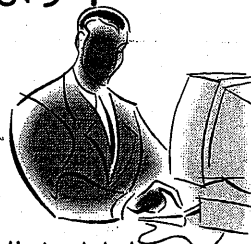
(3) 実施回数

3コース : 1コース=12時間 (3時間/日 × 4日)

貴事業所・組合・各種業界団体のご要望にお応えします！



オーダーメイド型在職者訓練



企業の生産性の向上のためには、技術革新や産業構造の変化に対応可能な従業員の育成が求められています。

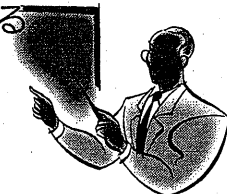
県立職業能力開発校（産業技術短期大学校、都留高等技術専門校、峡南高等技術専門校、就業支援センター）では、独自に能力開発の訓練を実施することが困難な事業所・組合・各種業界団体などの要望にお応えできるよう、オーダーメイド型在職者訓練の実施を検討しております。



次のような悩みを抱えている、教育訓練担当の方は、お気軽にご相談ください。

- 教育訓練を実施したいが、教育プログラムを考えている時間がない。
- 社員のパソコン操作技術を向上させ、様々な業務にパソコンを活用したい。
- 従業員の技術力を高めたいが、社内の指導者では限界がある。
- 若手に基礎を教える時間的余裕がない。

e t c



訓練のご要望がありましたら、下記問い合わせ先にご相談ください。また裏面の様式にご要望の概要を記入しFAXしていただくことも可能です。

【オーダーメイド型在職者訓練の一例】

講座名	内 容	訓練時間	受講料
シーケンサ・プログラムの基礎	シーケンサのプログラミングの基礎を、実際の機械制御を通じて習得します。	24時間	6,000円
センサ入門	各種センサの構造や機能を理解し、その利用方法について取得します。	12時間	3,000円
国内旅行業務取扱管理者試験講座	国内旅行実務（料金計算/観光地理他）についての知識を学びます	18時間	4,500円
Java 入門	Java 言語を利用したアプリケーション作成に必要な技術を習得します。	12時間	3,000円

※ レディメイド型在職者訓練（能力開発セミナー）も実施しておりますので、従業員方々の教育訓練にご活用ください。



【問い合わせ先】

山梨県商工労働部職業能力開発課 公共訓練担当
 電話055(223)1567
 Fax 055(223)1560

【オーダーメイド型在職者訓練 要望記入様式】

事業所・組合・ 各種業界団体名		
担当者名		
連絡先住所		
連絡先TEL		
連絡先FAX		
連絡先E-mail		
訓練に対する希望 (講座名・内容など)		
訓練の目的		
訓練対象者 (技術系社員、 事務系社員など)	(人)	
希望する 訓練期間 (時間)	日間 (時間)	
希望する訓練場所 (複数選択可) ※希望する施設にシ点入 れてください	<input type="checkbox"/> 産業技術短期大学校	<input type="checkbox"/> 都留高等技術専門校 <input type="checkbox"/> 峡南高等技術専門校
その他の要望事項		

※ 未定事項は空欄で結構です。お気軽にご相談ください。

※ 定員は 10 名以上を予定しておりますが、定員に満たない場合はご相談ください。

※ ご要望をもとに、訓練の実施について検討させていただきますが、ご要望に添えない場合もありますのでご了承ください。

チャレンジマザー
就職支援事業

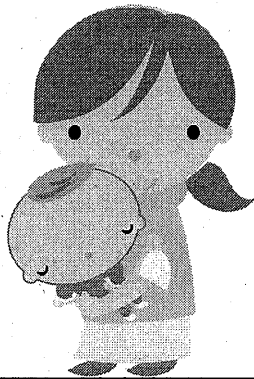
子育てママの就職を応援します

総合事務科 受講生募集

受講料
無料

- ☆ パソコン操作は就職の必須アイテム！
- ☆ ワード・エクセルや簿記などのスキルを身につけ、就職に役立てよう！

希望者には託児サービスがあります（無料・定員あり）



就職を目指す子育て中のお母さん達が、安心して「総合事務科」を受講できるよう、受講中（3ヶ月間）の託児サービスを行います。（就業支援センターが委託する保育施設等の専門の保育士が対応します。）

- 託児の場所 就業支援センター内及び、委託先施設
- 託児の時間 午前8時40分から午後3時50分
- 受け入れ人数 6人程度（1才から就学前までの幼児）
- 費用 無料（ただし、食事代・おやつ代などは実費負担）

- 募集期間……平成19年7月9日(月)～8月10日(金)
- 訓練期間……平成19年9月4日(火)～11月30日(金)【3ヶ月間】
土・日・祝祭日を除く毎日 午前8:40～午後3:50
- 応募資格 ……結婚・出産・育児・介護などの理由により、現在職業に就いていない方で、早期の就職を希望する方
(原則として公共職業安定所に求職申込みをしている方)
- 応募方法……次の応募書類を住所を管轄する公共職業安定所窓口へ提出して下さい。
①入校願書 ②履歴書（総合事務科用）
応募書類は、就業支援センター及び、山梨県内の各公共職業安定所にあります。
- 特典……訓練期間中、雇用保険受給者の方には、雇用保険基本手当等が、母子家庭のお母さんには、訓練手当が支給される場合があります。ただし、手当の支給には条件がありますので、公共職業安定所窓口でご相談下さい。



山梨県立就業支援センター

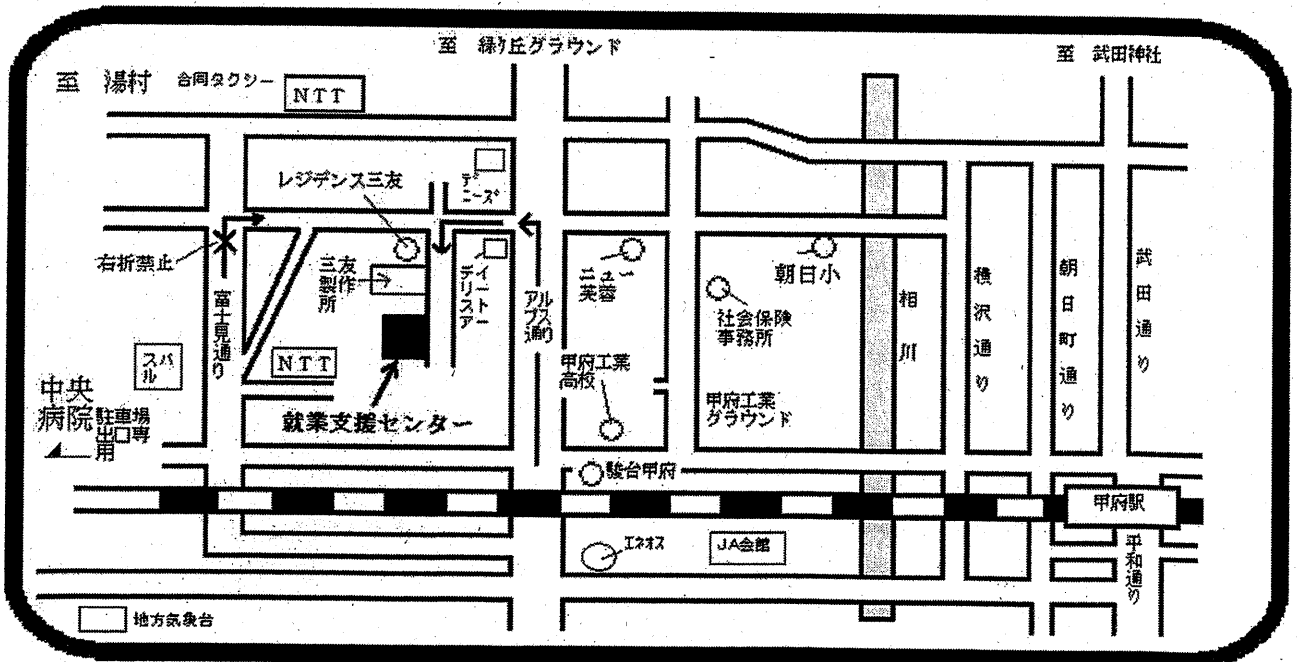
〒400-0026 甲府市塩部4丁目5-28
TEL(055)251-3210 FAX(055)251-3221

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/shugyo/index.html>

～職業訓練コースガイド～

【訓練科名】	総合事務科	
【訓練期間】	平成19年9月4日(火)～11月30日(金)【3ヶ月間】 土・日・祝祭日を除く毎日 午前8:40～午後3:50	
【募集定員】	20名	
【訓練目標】	○ワード・エクセルなどビジネスアプリケーションの実践的な操作方法を習得する。 ○経理事務に必要な簿記の基礎知識や会計処理方法を習得する。 ○働くことへの理解を深めるとともに、ビジネスマナーなどの基礎能力向上を目指す。	
【カリキュラム】 (417H)	※カリキュラムは一部変更になる場合があります。	
OA機器 (30H)	簿記及び会計 (40H)	パソコン操作基本 (28H)
ワード基本 (36H)	エクセル基本 (36H)	インターネット活用 (20H)
検定対策・総合演習 (77H)	簿記及び会計実習(103H)	就職支援・ビジネスマナー (35H)
VDT安全衛生・その他 (12H)		
【対象・受講要件】	パソコン初心者、簿記初心者	
【選考日・選考方法】	平成19年 8月20日(月)予定 面接を行います。	
【募集期間】	平成19年 7月9日(月)～8月10日(金)	
【関連資格等】	コンピュータサービス技能評価試験 ワープロ部門2級～3級 表計算部門2級～3級 日商簿記検定3級	
【教科書代等】	テキスト代 10,000円程度 検定受験料は別途かかります。 職業訓練生総合保険料 1,800円(任意保険)	
【駐車場】	駐車台数に制限がありますので、託児を希望される方以外は、原則として公共交通機関をご利用下さい。	
【主な就職先】	一般事務、経理事務、営業事務、企業のデータ処理、データ管理担当など	

【訓練場所】 山梨県立就業支援センター



平成 19 年度

農 業 科

受講生募集案内

概要：職業としての農業が見直され、就農を目指す方が増えています。山梨県立就業支援センターでは、就農に必要な農作物の生産技術や農業経営に関する知識の習得のための訓練を実施します。



- 募集期間……平成19年4月9日(月)～5月2日(水)
- 訓練期間……平成19年6月1日(金)～平成20年2月29日(金)【9ヶ月間】
※ 土・日・祝祭日を除く毎日 午前9:00～午後4:20
※ 農家派遣実習や視察などで変更となる場合があります。
- 応募資格……求職者の方(公共職業安定所に求職登録している方)で、公共職業安定所長が受講指示または受講推薦する方。
- 応募方法……次の応募書類を住所を管轄する公共職業安定所窓口へ提出して下さい。
①入校願書 ②履歴書 ③訓練希望内容書
※応募書類は、就業支援センター、山梨県内の各公共職業安定所、及び農業大学校にあります。
また、農業大学校のHP (<http://www.ypaa.ac.jp>) からダウンロードできます。
- 特 典……雇用保険受給者の方には訓練期間中、雇用保険基本手当・受講手当・通所手当が支給されます。ただし、手当の支給には条件がありますので、公共職業安定所窓口でご相談下さい。

山梨県立就業支援センター

〒400-0026 甲府市塩部4丁目5-28

TEL (055) 251-3210 FAX (055) 251-3221

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/shugyo/index.html>

～職業訓練コースガイド～

【訓練科名】	農業科		
【訓練期間】	平成19年6月1日(金)～平成20年2月29日(金) 【9ヶ月間】 土・日・祝祭日を除く毎日 午前9:00～午後4:20 【1074H】 ※農家派遣実習や視察などで変更となる場合があります。		
【募集定員】	20名(野菜コース:8名 果樹コース:8名 花きコース:4名) (※応募者が一定人数に満たない場合は訓練を実施しないことがあります。)		
【訓練目標】	【コース全体】	農業分野への就業に必要な、農作物の栽培技術、生産技術を習得するとともに、販売など農業経営に関する知識を習得する。また、農業機械の運転免許等の関連資格を取得する。	
	【野菜コース】	露地野菜、施設野菜の生産から販売・経営までの技術の習得	
	【果樹コース】	ブドウ、モモ、スモモ等の生産から販売・経営までの技術の習得	
	【花きコース】	鉢花、切り花、花壇苗等の生産から販売・経営までの技術の習得	
【訓練内容・カリキュラム】	※カリキュラムは一部変更になる場合があります。		
栽培概論 (30H)	植物生理 (30H)	植物病理 (30H)	
土壌肥料 (30H)	農業機械 (21H)	農業経営 (30H)	
経営マネジメント (30H)	実践的病害虫防除 (15H)	農業機械実習 (57H)	
現地視察実習 (36H)	農業経営実習・農家派遣実習 (606H)	特別講義 (18H)	
就農計画 (15H)	共同ほ場栽培 (18H)	就農準備 (90H)	
その他 (18H)			
【対象・受講要件】	就農を強く希望する方で普通自動車免許をお持ちの方		
【募集期間】	平成19年4月9日(月)～5月2日(水)		
【選考日・選考方法】	平成19年5月14日(月)・15日(火)のいずれか指定する日に面接を行います。 面接会場:山梨県立就業支援センター		
【合格発表】	平成19年5月17日(木) 本人あて郵送にて通知いたします。		
【関連資格等】	大型特殊自動車(農耕車限定)、けん引(農耕車限定)免許(希望者(定員有り)) 小型車両系建設機械(バックホー)技能特別教育		
【教科書代等】	テキスト代・資格試験受験料(30,000円程度) 職業訓練生総合保険料(3,950円)		
【主な就職先】	就農(自営)・農業法人など		
【備考】	入校選考合格者には入校時に健康診断書を提出していただきます。		

【訓練場所】

山梨県立農業大学校
北杜市長坂町長坂支所上条3251 〒408-0021
TEL 0551-32-2269
FAX 0551-32-2064

双葉校舎
甲斐市下今井1100 〒407-0105
TEL 0551-28-3161
FAX 0551-28-3162

県立職業能力開発校の授業料等の徴収について

1 経緯

本県の県立高等技術専門校（都留、峡南）の普通課程は授業料を徴収していない。

他県例では、平成10年度以前は2県のみが有料であったが、平成10年3月に、労働省（当時）から「都道府県立の公共職業能力開発施設の授業料等については、受益者負担の観点から、都道府県の実情に応じ、その徴収のあり方について検討するようお願いしたい」旨の通知があり、これを契機に平成12年度から授業料等有料化が急激に進み、平成19年度当初において、全国で31の都道県が有料化を導入している。

本県も、平成18年度策定の「第8次県職業能力開発計画」において本件を基本的施策の課題にとらえ、平成19年度に検討することとしていた。

平成19年度に入り、職能関係所属長会議において、各校からのメンバーによる検討会開催を決定。検討会は、次の方針を報告した。

- 普通課程の授業料を徴収することとする。
- 徴収開始の時期は平成21年度からとする。
- 平成21年度は1年生のみ徴収するものとする。
- 入学料及び入学検定料についても徴収する。
- 金額は県立高等学校と同額とする。
- 徴収回数は県立産業技術短期大学校に倣い年2回とする。
- 減免規定を設ける。

2 有料化の理由

検討会では、有料化する理由として次の項目があがった。

- 受益者負担の適正化を図る
- 歳入の増加が見込める
- 民間専門学校とのバランスをとる必要がある
- 入校生の目的意識が明確化することで向上が図られる
- 施設やカリキュラムの充実が見込める

3 有料化のメリット・デメリット

職業能力開発課では、平成18年度に全国都道府県を対象に有料化状況の調査を実施したが、そのなかで、メリット・デメリットについて以下の回答があった。

本県が有料化を実施した場合も同様の状況が想定されるが、デメリットはいずれも一時的な状況と考えられる。長期的な視野で捉えるならば、施設等や入校性の質的向上を図ることが、今後も職業能力開発校を存続させるためには必要と考える。

● メリット

- ・ 歳入の増加
- ・ 施設整備の充実
- ・ 訓練生の意欲の増加

● デメリット

- ・ 入校生の減少
- ・ 職能行政の後退の印象付与

4 今後の検討課題

- ・ 入学料の徴収時期及び方法
- ・ 歳入の特定財源化協議と施設やカリキュラムの充実内容
- ・ 減免規定の内容

5 今後のスケジュール

- 今後の検討課題の検討（平成19年度内）
- 施設やカリキュラムの充実内容の検討（平成20年度上半期）
- 募集要項、案内の作成、周知（平成20年度上半期）
- 入学料関連条例制定（平成20年度中期）
- 県立職業能力開発校設置及び管理条例改正（平成20年度下半期）

全国における普通課程への有料化導入状況

(各区分毎に順番は建制順)

	導入状況	都道府県名	導入年度	授業料	入学料	検定料
1	導入済 (31)	北海道	15	115,200	5,650	2,200
2		青森県	18	115,200	5,650	2,200
3		岩手県	17	115,200	5,650	2,200
4		宮城県	13	115,200	5,650	0
5		秋田県	17	115,200	0	0
6		山形県	19	115,200	5,650	2,200
7		福島県	18	115,200	5,650	2,200
8		茨城県	16	115,200	5,650	2,200
9		栃木県	8	230,400	9,040	4,400
10		群馬県	12	115,200	5,650	2,200
11		埼玉県	17	115,200	0	2,200
12		千葉県	17	115,200	5,650	2,200
13		東京都	19	115,200	0	1,700
14		神奈川県	17	115,200	5,650	2,200
15		新潟県	17	57,600	5,650	2,200
16		富山県	14	62,400	0	2,700
17		長野県	14	115,200	5,650	2,200
18		静岡県	14	115,200	5,650	2,200
19		愛知県	14	57,600	5,650	4,400
20		三重県	18	115,200	5,650	2,200
21		滋賀県	17	115,200	0	0
22		兵庫県	58	193,000	0	0
23		和歌山県	19	115,200	5,650	2,200
24		鳥取県	19	115,200	5,650	2,200
25		島根県	14	111,600	5,650	2,200
26		愛媛県	19	115,200	5,650	2,200
27		高知県	15	57,600	5,650	2,200
28		佐賀県	13	114,000	0	0
29		熊本県	19	115,200	5,650	2,200
30		宮崎県	15	115,200	5,550	2,200
31		鹿児島県	18	115,200	5,550	2,200
1	未導入 (16) 検討中 (12) 未検討 (4)	石川県	検討中			
2		福井県	検討中			
3		山梨県	検討中			
4		岐阜県	検討中			
5		京都府	検討中		H22導入で検討中	
6		大阪府	検討中			
7		奈良県	未検討			
8		岡山県	未検討			
9		広島県	検討中		H20導入予定	
10		山口県	未検討			
11		徳島県	検討中			
12		香川県	検討中		H21導入で検討中	
13		福岡県	検討中			
14		長崎県	未検討			
15		大分県	検討中			
16		沖縄県	検討中			

「その他」 (第1回審議会質問事項)

1 若年者ものづくり人材育成促進事業について

・事業の概要について

	平成18年度実績	平成19年度実施計画
事業名	山梨技能塾	
事業内容	高度熟練技能者による工業高校や産短大の生徒への技能指導 工業高校講師への機械加工の技能指導	
実施日、 場所、 参加者数	5/19 甲府工高 6名 5/27 富士北陵高校 1名 12/4 産業技術短大 15名 12/11 甲府工高 5名 3/8,9 工業高講師 12名 (会場 産短大) 5回 計 39名	5/19 甲府工高 6名 6/27 甲府城西高校 4名 7/26 甲府城西高校 1名 産業技術短大 12月計画中 工業高校 12月予定 工高講師 3月予定

事業名	ものづくり体験教室	
事業内容	県、団体、企業による小・中・高校生へのものづくり体験教室	
実施日、 場所、 参加者数	7/24~8/9 産短大 高校生 57名 9/22~1/18 印章組合 小学9校にて428名 10/21 富士吉田訓練校まつり 200名 10/22 産短大 小学生 102名 11/11~12 県技能まつり 小瀬 1080名 2/10 (株)天鳥での企業開放 20名 計 1887名	7/23~8/8 産短大 高校生 31名 8/1 県工業技術センター 小学生 21名 10/28 産短大 小学生 85名 11/10~11予定 県技能まつり 小瀬 2月 企業開放予定

2 やまなし匠の技・伝承塾の研修期間について

・研修期間を短期集中で開催したらどうか

→ 平成18年度の参加者の*アンケート結果や指導者並びに審議会からの意見、会場（借り上げる産短大の日程）の都合等を踏まえ、今年度は研修の前半に集中して開催（毎週）し、中盤からは研修生の十分な復習等が出来るように、隔週等の日程とした。

また、全研修期間を8～2月（H18は8～3月）と短縮した。

今年度の参加者は、切削加工8名（8名）、金型製作6名（5名）の計14名（13名）。（ ）内はH18の修了者数

*平成18年度参加者アンケート結果（13名の修了者中9名から回答）

- 1 研修期間が長い 3名
- 2 研修期間が適当 5名
- 3 研修期間が短い 1名

3 技能者の技能向上、地位向上

・技能検定など取得すると待遇が改善されるか？

→ 技能検定合格後は、技能士として企業内を始め業界の発展に貢献する。県では、従業員のキャリア管理や技能習得の意欲向上を図るために、キャリアパスポートとして申請に基づいて、資格証明を発行している。

また、技能労働者の処遇や地位の向上に関し多大の貢献がある企業に関しては知事表彰を行っている。

県技能士会連合会ではでは技能士カードとして、技能検定試験に合格者の資格等を証明するものを発行したり、楯・門標等の斡旋も行っている。

企業に対しても、積極的に技能士の待遇改善や地位向上の働きかけを行っている。

現在、国でもジョブカードの作成を検討中である。

4 障害者雇用支援策の概要について

県障害福祉課において、3月に山梨県障害福祉計画を策定した。これは、障害者自立支援法に基づき、広域的に障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を図るために策定した。

また、福祉施設から一般就労への移行に係る目標値と方策を設定し、関係機関が連携して推進を図っているところである。

添付資料：別紙1 山梨県障害福祉計画の概要

別紙2 山梨県障害福祉計画平成23年度目標値と方策

(参考) 山梨県商工労働部職業能力開発課で所管している事業概要

① 重度障害者等雇用促進助成金

重度障害者等を雇用した企業に対して、
1人につき20万円支給します。

【条件1】・雇用保険の適用事業主

【条件2】・資本の額若しくは出資の総額が
3億円を超えない 事業主
又は常時雇用する労働者の数が
300人を超えない 事業主

【条件3】・重度身体障害者（1級、2級）

・重度知的障害（A1、A2）

・45歳以上の身体障害者（1級、2級以外も対象）

・45歳以上の知的障害（A1、A2以外も対象）

・精神障害者

【条件4】・支給対象者の雇入れの日の前日から起算して

6カ月前の日 から1年を経過した日までの間に

において当該雇入れに係る事業所で雇用する

常用労働者を解雇していない事業主

支給申請書の提出期限

・支給対象者の雇入れの日の直後

の賃金締切日の翌日から起算して、

6カ月経過後1カ月以内

に提出してください。

② 職場適応訓練

○制度の概要

職場適応訓練は、就職困難者に対して、県から民間事業主に委託し、能力に適した作業について6ヶ月以内（重度障害者は1年以内）の実地訓練を行い、それによって職場の環境に適応することを容易にし、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらおうとする制度である。

○訓練対象者

- ・ 身体障害、知的障害、精神障害のある方
- ・ 45歳以上の方
- ・ 母子家庭の母 他

○訓練の内容

・ 職場適応訓練〈一般職場適応訓練〉

職種：訓練対象者の能力に適合する作業を
内容とする職種

内容：準備訓練、実務訓練、職場相談

期間：6か月以内

（重度障害者に係る訓練は1年以内）

・ 職場実習〈短期職場適応訓練〉

職種：実習終了後雇用された場合に、

実際に従事することとなる作業に係る職種

内容：基礎的知識の付与、基本的作業の実習

期間：2週間以内

（重度障害者に係る実習は4週間以内）

○訓練を受託できる事業主

次の条件を満たす事業所の事業主

- ・ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること。
- ・ 指導員としての適当な従業員がいること。
- ・ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入しているか、これらと同様の職員共済制度を保有していること。

・労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること。

・訓練修了後、引き続き当該職場適応訓練対象者を雇用する見込みがあること。

○訓練受講中の給付金

※重度の定義は重度障害者等雇用促進助成金に同じ

・職場適応訓練費

(訓練受託事業主に対する委託料)

月額	重度以外	24,000円
	重度	25,000円

※職場実習

(短期訓練は2週間以内。

ただし、重度者は4週間以内)

日額	重度以外	960円
	重度	1,000円

・職業訓練手当(訓練生に支給される報償費) ※注

ア 訓練手当(日額)	3,930円(甲府市)
	3,530円(甲府市以外)
	3,530円(年齢が20歳未満の者)

イ 受講手当(日額) 500円
(訓練が行われた日数分支給)

ウ 通所手当(月額) 42,500円(限度額)

※注：雇用保険受給者である訓練生に対しては、雇用保険法の規定による基本手当等又は訓練手当が国から支給されるため職場適応訓練費のみの支給となる。

③ 障害者を対象にした職業訓練

○知的障害者を対象とした「総合実務科」

平成16年度から、知的障害者を対象とした1年間の訓練を国のモデル事業として就業支援センターで実施してきました。知的障害者の自立を促進するためには、生活指導、社会的自立に向けた基礎訓練、技術を習得するための職業訓練を体系的に行うことが重要であり、現状では民間教育機関等へ委託して実施することは困難であることから、障害者の就労移行支援策のひとつとして、モデル事業が終了した平成19年度以降も県の事業として実施しています。(一部国委)

【実施内容】

訓練科：「総合実務科」

定員：20人 入校9人

期間：12ヶ月

実施：就業支援センターの施設内で訓練を実施。

実技実習訓練では、これまで実施してきた「販売実務コース」に加え、「環境サービスコース」を新設し、2コースの設定としています。(基礎的訓練等は合同で実施し、実習のみ各コースに分かれて実施します。)

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練

障害者の態様に応じた多様な委託訓練(以下「障害者委託訓練」)は、平成16年度から全国で開始されました。この訓練のポイントは、障害者の居住する地域で(=身近な地域で)、様々な職業訓練資源を活用して(=多様な委託先で)、個々の障害者に応じた職業訓練を実施することにあります。

【受講対象者】

公共職業安定所に求職申込みを行っている障害者（「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条第1号に該当する障害者）が対象です。障害者委託訓練を受講する際には、原則として公共職業安定所の受講あっせんを受ける必要があります。

【訓練コース】

訓練コースは大きく2つに分かれます。

- ・ 知識・技能習得訓練コース
就職に必要な知識・技能の習得を図るために、民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等を委託先として実施するコース
- ・ 実践能力習得コース〈実践トレーニングコース〉
就職に必要な実践的な職業能力の開発・向上を図るために、企業等を委託先として事業所現場を活用して実施するコース

【訓練期間】

標準3ヶ月ですが、1～2ヶ月の短い期間で実施するコースもあります。

【委託訓練のコーディネーター・就職支援】

障害者職業訓練コーディネーター、障害者就職支援コーディネーターが、訓練委託先機関や障害者支援機関等との連携を図り、訓練受講から就職までの支援を行います。

【実施状況】

平成19年度実施内容

- ・ 知識・技能習得コース （5コース定員60名）
〈パソコン基礎コース、OA経理事務コース、介護サービスコース等〉
- ・ 実践トレーニングコース （定員20名）

山梨県障害福祉計画の概要

- 本計画は、障害者自立支援法第89条に基づき、国の「基本指針」に即して、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るため、平成18年度中に策定することとされている。
- 本計画は、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスについて、市町村障害福祉計画の種類ごとの見込量等を積み上げ、その確保のための方策等を定める。

第1章 基本的理念等

基本的理念

- 障害者の自己決定と自己選択の尊重
- 実施主体の市町村への統一と三障害にかかる制度の一元化
- 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

計画期間

- 現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向け、新たな課題である「地域移行」と「就労移行」に関する目標値を設定
- 平成18年度から20年度までの3年間で、第一期の計画期間とする。

見直し等

- 各年度において、達成状況の点検及び評価を実施
- 本計画に関して必要な見直しを平成20年度末までに実施し、平成21年度から23年度までの3年間で第二期障害福祉計画を策定

第2章 平成23年度の目標値と方策

方策

数値目標の設定	方策
1 福祉施設入所者の地域生活への移行 (平成17年10月1日時点) 基準時の施設入所者数:1,238人 → 23年度末までの累計 102人(8.2%)	・事業者等の新サービス体系への移行に係る助言等支援 ・グループホーム借り上げのための初度経費助成等
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 23年度末までに、265人を地域生活に移行	・退院促進に関する知識・技術を有し退院可能精神障害者の地域生活への移行を支援する人材の養成等
3 福祉施設から一般就労への移行 平成17年度実績:10人 → 平成23年度(1年間)目標:54人に増加	・就労移行支援事業者等との連携や委託訓練、就業面及び生活面における一体的な支援等

第3章 各年度における指定障害福祉サービス等の見込量と確保策

サービス見込量の設定

- 市町村は、国の「基本指針」を踏まえ、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとのサービス量を見込む
- 県は、市町村のサービス見込量を集計して、県全体の見込量を設定

指定障害福祉サービスの種類ごとのサービス見込量(平均月間量)

- 訪問系(居宅介護等)、日中活動系(生活介護、就労支援等)、居住系(共同生活援助・介護、施設入所支援)ごとに、平成18年度～20年度及び23年度(目標年度)の県全体のサービス見込量を設定

(※訪問系→31.8%増、日中活動系→15.6%増
居住系→7.5%増)

区分	新旧別等	18年度	19年度	20年度	23年度
訪問系 (時間/月)	旧体系	16,685	17,794	18,989	21,983
	新体系	7,451	16,145	22,569	62,696
日中活動系 (人日)	旧体系	46,798	39,306	34,498	0
	(合計)	54,249	55,451	57,067	62,696
	共同生活援助・介護 (グループホーム・ケアホーム)	287	311	332	480
居住系 (人)	施設入所	1,254	1,253	1,251	1,177
	(合計)	1,541	1,564	1,583	1,657

サービス見込量に対応できる体制確保のための方策

- ☆訪問系サービスに係る方策
 - 旧体系施設サービス事業者に対し、新体系サービス移行時に、訪問系サービスの実施促進、NPO法人等の参入促進等
- ☆日中活動系サービスに係る方策
 - 旧体系施設サービス事業者及び小規模作業所の新体系サービスへの円滑な移行を促進等
- ☆居住系サービスに係る方策
 - 入所施設利用者が計画的に地域生活に移行できるよう、グループホーム、ケアホーム等の整備を促進等
- ☆相談支援サービスに係る方策
 - 人材養成研修の実施、市町村が設置する地域自立支援協議会に対して特別アドバイザーを派遣等

第4章 各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数

- 地域生活への移行の具体的な目標として、平成18年度の入所定員総数(1,603人)を、平成23年度末の時点で1,523人(△80人)とする。(県内市町村のサービス見込量に、県外からの入所者見込数を加えた値)

第5章 障害福祉サービスの質の向上のために講ずべき措置

- ☆サービス提供等に係る人材の養成
- ☆指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価
- ☆障害者等に対する虐待の防止

第6章 山梨県地域生活支援事業の実施に関する事項

- 専門性の高い相談支援事業や市町村域を超えた広域的な支援事業として、発達障害者支援センター事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害児(者)地域療育等支援事業、県自立支援協議会事業、精神障害者退院促進支援事業を記載

第2章 平成23年度の目標値と方策

3. 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度一年間における一般就労に移行する者の数値目標を54人と設定します。

また、福祉施設における一般就労への取組みを強化する観点から、平成23年度における就労移行支援事業の利用者数等に係る数値目標を、市町村障害福祉計画を踏まえて設定します。

- 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値

項目		数値	考え方
H23年度 【目標値】	福祉施設から一般就労への移行	54人	市町村障害福祉計画で定める、福祉施設から一般就労への移行者数の数値目標の総数とします。(※平成17年度実績・10名)
	就労移行支援事業の利用者数	257人	市町村障害福祉計画で定める、平成23年度における就労移行支援事業の利用者数の総数とします。
	公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	54人	公共職業安定所との円滑な連携を促進し、福祉施設から一般就労に移行するすべての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行います。
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	16人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、3割がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することを目指します。
	障害者試行雇用事業の開始者数	27人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割が障害者試行雇用事業の開始者となることを目指します。
	職場適応援助者による支援の対象者数	27人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割が職場適応援助者の支援が受けられるようにすることを目指します。
	障害者就業・生活支援センター事業	支援対象者数 54人	福祉施設から一般就労に移行するすべての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるようにすることを目指します。

就労支援ネットワーク構築事業(H19新規事業)

◇事業の目的

障害者の就労支援を効果的に推進するためには、就労移行支援事業、就労継続支援事業の移行促進のみならず、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び養護学校等、地域の社会資源と就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携し、情報の共有を図りながら適切な支援を実施することが重要である。

ただし、本県において、障害者の就労支援を担う人材が不足している状況にあるとともに、必要な情報の共有が十分に図られていないのが実態である。

このことから、就労支援を担う人材の育成を図るとともに、地域における就労支援ネットワークの構築の促進を図り、障害者の就労支援に資することを目的とする。

1. 実施主体:山梨県

＜検討・連携＞県(障害福祉課、職業能力開発課等)、山梨労働局、山梨障害者職業センター等の関係機関

2. 実施期間:平成19～20年度(障害者臨時特例交付金事業)

3. 事業内容:各授産施設担当者、養護学校教諭(進路指導主事)、障害当事者の保護者等(約50名)を対象に、障害者就労支援者(山梨県版ジョブコーチ)の養成講座及び実地研修を実施するとともに、「雇用」、「福祉」、「教育」の各関係機関と連携を図り、地域における就労支援ネットワークの構築を図る。

4. 実施方法:①(平成19年度前半) 「雇用」、「福祉」、「教育」の関係機関と、事業実施内容等の検討
 ②(平成19年度後半) 上記関係者を対象とした、障害者就労支援者養成講座・基礎編を実施。
 →10月23日 山梨労働局と共催で「就労支援ネットワーク構築事業キックオフミーティング」を実施
 ③(平成20年度前半) 実地研修を含めた、障害者就労支援養成講座・応用編を実施。
 ④(平成20年度後半) 講座受講生リーダー等を中心に、専門講師の指導のもと、山梨県版の“ジョブコーチネットワーク”組織づくりや支援システムの構築を行う。

障害者職場実習設備等整備事業（H19新規事業）

◇事業の目的

職場実習は、事業所内での作業等以外の作業体験が可能であり、就労支援利用者等が、作業能率の向上や、現場感覚を習得できるなど、一般就労への移行に有効なものである。

このため、就労移行支援、就労継続支援事業所等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合にその費用を助成し、職場実習の受け入れ先の確保の促進を目的とする。

1. 実施主体：山梨県
2. 実施期間：平成19～20年度
3. 対象事業数：20か所（H19・10か所、H20・10か所）
4. 事業内容：就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合にその費用を助成する。
5. 実施方法：職場実習を受け入れる予定の企業は、
 - ①実習内容 ②これまでの実習の実績 ③職場実習派遣元事業所（施設）名、
 - ④職場実習年間受入予定（可能）人数 ⑤当該受入に際し備品等の購入に要する額等を県に対し申請し、県はこれらの内容を審査した上で助成する。

なお、本事業費により職場実習環境を構築した企業は、県が「職場実習受入企業」として広く公表し積極的な受入を促すこと等により、今後効率的かつ継続的な職場実習を図ることとする。

※本助成により実施が想定される施設整備の例

- ・身体障害者を対象としたバリアフリー工事
（トイレ改修、自動ドア、スロープ等の建物改修、視覚・聴覚障害者に対するコミュニケーション機器設置等）
- ・知的障害者にあつた設備の整備
（自閉症など強度行動障害を伴う者に対する休憩室、従業員とのコミュニケーション及び行動誘導を図るためのサインボード等の設置、施設内機器の整理配置に伴う建物内改修工事等）

「やまなし匠の技・伝承塾」受講生募集

次代のものづくりを支える若年技能者の技能向上を図るため、「やまなし匠の技・伝承塾」を開塾します。県内で活躍する熟練技能者の指導を受けながら「技」を身につけ「技術」を磨きませんか。

◎ 講習の内容 ◎

- 1 金属加工 ①普通旋盤コース
(工作機械による部品製造に必要な切削加工技能の習得) 受講者 10名
②フライス盤 仕上げコース
(金型製作に必要な切削加工及び仕上げの基礎技術の習得) 受講者 7名
[いずれも初級者、中級者コースを設ける予定です。]
- 2 受講対象者 山梨県内企業の生産現場において、実際に切削加工に携わる概ね35歳未満の方
- 3 開催期間 平成19年8月から平成20年2月まで
(土曜日を利用して1日6時間程度で15日間行います。)
[8/4、8/11、8/18、9/1、9/15、9/29、10/6、10/20、11/24、12/8、12/15、1/12、1/26、2/9、2/23]
- 4 募集期間 平成19年7月20日(金)まで
(定員になり次第締め切らせていただきます。)
- 5 講師 「高度熟練技能者」及び「1級技能士」 11名
- 6 負担金 受講者には教材費として2万5千円程度の負担があります。
- 7 開催場所 山梨県立産業技術短期大学校(甲州市塩山上於曾1308)
- 8 助成金 製造業の地場中小企業から塾生として社員を派遣する場合賃金の一部を助成する「地場産業振興人材育成支援奨励給付金」が支給される場合があります。
- 9 事業主体 この事業は、山梨県から山梨県技能士会連合会が受託して実施する事業です。
- 10 申し込み先 裏面の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、山梨県技能士会連合会事務局まで郵送又はFAX・Eメールして下さい。
TEL 055-243-4916 FAX 055-243-4919 Eメール naka@yavada.jp
山梨県商工労働部職業能力開発課 TEL 055-223-1566